

旭区将来ビジョン 2027

～安心して住み続けられるあたたかいまち 旭区～



旭区マスコットキャラクター
「しょうぶちゃん」

大阪市旭区役所

令和5年3月

【はじめに】

旭区役所では、区内の基礎自治行政を推進していく上で、区のめざすべき将来像とその実現に向けた施策展開の方向性等をとりまとめ、区民の皆様にお示しするものとして、平成30年3月に5年間を目標とした「旭区将来ビジョン2022」を策定しました。

そのビジョンの4つの柱である「安心して子育てできるまち」、「やさしさあふれるまち」、「活力あるまち」、「安全に暮らせるまち」について、区政会議等からご意見をいただきながら、区運営方針に掲げ取り組んできました。

そうした中、平成30年3月に策定した「旭区将来ビジョン2022」が、令和4年度末で計画期間を終えることから、基礎自治行政の継続性等の重要性に鑑みて、これまでの基本的な4つの柱の方針を引き続き踏まえるとともに、現在の旭区の状況や大阪市全体の施策等も十分に考慮しながら、次の計画期間を令和5年度(2023年度)から5年間として、令和9年度(2027年度)末の旭区のめざすべき将来像の実現に向けた、新たな将来ビジョンを策定しました。

旭区でこれまで築かれてきた良い部分をしっかりと継承し発展させるとともに、人口減少や少子高齢化を見通しつつ、「安心して住み続けられるあたたかいまち 旭区」の実現に向けて、区民の皆様とともに今後とも取り組んでまいります。

大阪市旭区役所
(担当：企画課)

目 次

第1章 旭区をとりまく状況

1 旭区の沿革	1
2 区の概要	
(1) 基本情報	1
(2) 特長	2
(3) 人口	5
(4) 商業	6

第2章 旭区の現状と課題

1 子育て・教育支援等について	7
2 健康・福祉について	8
3 地域コミュニティとにぎわいについて	10
4 防災・防犯について	11

第3章 めざすべき旭区の将来像

13

第4章 めざすべき旭区の将来像に向けた方向性と成果指標

I 安心して子育てできるまち

1 子育て支援の充実	14
2 子どもへの教育支援等の取組	15

II やさしさあふれるまち

1 人生百年時代の健康づくりの取組	16
2 誰もが暮らしやすいまちづくりの取組	17

III 活力あるまち

1 コミュニティ活性化のための取組	18
2 地域資源を活用したまちの魅力づくり	19

IV 安全に暮らせるまち

1 防災体制の充実	19
2 防犯啓発の取組	21

参 考 これまでの取組経過	22
----------------------------	----

第1章 旭区をとりまく状況

1. 旭区の沿革

旭区は、大阪市の東北部に位置し、区の歴史は古く森小路遺跡で知られるように、遠く弥生時代の集落が確認されています。中世以降は、京都と大阪を結ぶ地として栄え、水路では三十石船などで淀川を上下し、陸路では京街道が有名で、大阪から京都に至る古来の主要交通路として、江戸時代には、参勤交代をする大名行列などでにぎわい、古くからの水上ならびに陸上交通の要衝でした。

現在の旭区の区域が大阪市の編入されたのは、東成郡、西成郡の両郡四十四か町村を大阪市が一挙に併合した大正 14 年 4 月 1 日で、新設の東成区に属しました。昭和 7 年 10 月 1 日に東成区の北半分を分離して独立区が新しく設けられ、旭区が誕生しました。

区名の由来は、「日の出ずる東部」を意味するとともに文字どおり「旭日昇天の勢いで発展する」などの思いが区名に込められています。さらに昭和 17 年には、区域が拡張され、翌昭和 18 年には、全市にわたって区の再編成が行われ、現在の旭区の区域になりました。

2. 区の概要

(1) 基本情報

面積：6.32 平方キロメートル
世帯数：45,682 世帯
人口：88,886 人
(令和 4 年 12 月 1 現在推計)



大阪市の東北部に位置し、北に淀川を臨み、西は JR おおさか東線を挟んで都島区、南は国道 163 号線を挟んで城東区・鶴見区、さらに東は守口市とその境を接しています。

(2) 特長

自然や緑が豊かなまち

天然記念物イタセンパラで知られる城北ワンドや淀川が身近にあり、自然も大変豊かです。

区内の地域資源である城北公園では、春の梅や桜、初夏の花しょうぶが楽しめます。5月下旬から6月にかけて開園される菖蒲園は、区外からも多くの観覧者でにぎわいます。

通勤・通学に便利なまち

大阪梅田へ大阪メトロで10分、大阪シティバスで20分、大阪と京都を結ぶ京阪電車も通って、毎日の通勤・通学にとっても便利なまちです。

平成31年3月には、区西部にJRおおさか東線（新大阪～放出間）が開業し、新大阪駅にも直行でき遠距離出張も安心です。また、コミュニティバス（あさひあったかバス）も区内を循環しています。

歴史や見どころがあるまち

弥生中期の集団遺跡が発見されているほか、平安時代後期の記録には、一帯は荘園が形成されていたと伝えられています。その後、区域を貫く大坂と京を結ぶ京街道沿いに早くからまちが形成されていきました。

こうしたことをしのばせる由緒のある寺社などには、各種の言い伝えが残されているほか、人の営みの跡として、遺溝や歴史ある建築物、第二次世界大戦時の空襲犠牲者を悼む石碑なども残されています。

徒歩圏内に充実した教育環境が整ったまち

小学校は市立10校、中学校は市立4校、私立1校、高等学校は府立2校、私立1校、大学は私立1校、特別支援学校2校と、多彩な教育環境が整い、文教地区のような風格が漂います。大学と行政が連携したイベント等もあり、ちょっとした学園都市といえます。

地域の強い絆と住民の力で築く安全・安心なまち

古くからの住宅街が残る旭区には、地域コミュニティのつながりが今なお強く残り、高齢者や子どもたちの見守りなど、自分たちのまちは自分たちで守るという意識が強いまちです。

区役所も警察や消防とともに、防犯教室や啓発活動、防災訓練、小学校土曜授業での防災に関する取組や中学生防災教育プログラムなど若い担い手の育成を行っています。

にぎわいや活力、スポーツ・文化のある元気なまち

区民まつりをはじめとする大小のイベントが開かれ、多くの人でにぎわいます。

また、大阪でも有数の商店街があり、身ひとつで越してきても、すべてが揃うと評判で、お買い物環境も優れています。

スポーツ・文化活動も区民が主体的に活動を行っており、活力と魅力にあふれたまちとなっています。

地域医療・福祉体制が確立されたまち

地域医療体制については、区医師会に加入している6病院100診療所をひとつの総合病院ととらえ、相互連携による地域に密着した医療が行われています。さらに、近隣大病院との連携により高度医療もカバーできます。

また、24時間対応の小児専門病院があり、病児保育も充実しているほか、本市認知症疾患医療センター（連携型）に指定された認知症の専門の医療機関もあります。

福祉体制については、高齢者の相談機関である地域包括支援センター（3か所）とランチ（2か所）及び障がい者の相談機関である障がい者基幹相談支援センター（1か所）があり、各関係機関がともに取り組み、福祉サービスを必要とする方が円滑に利用できるよう努めています。また、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」において「見守り相談室」を中心に地域振興会と民生委員児童委員の方々が日常生活の中で郵便受けに新聞や郵便物がたまっている等の異変がないか、ゆるやかに見守る「気にかける見守り」体制を構築しています。

区の花



ハナショウブ

昭和 63 年 10 月制定

デザイン：平成元年 8 月制定
花言葉 / やさしい心

区のマスコットキャラクター



しょうぶちゃん

旭区制 80 周年（平成 24 年）を記念して公募で選ばれました。

コンセプト：城北菖蒲園からあらわれた「花しょうぶ」の妖精
デザイン：頭は「花しょうぶ」で「淀川」をイメージしたマフラーを巻いて、胸には「あさひ」を身につけています。

区の水



旭区の水：イタセンパラ
平成 29 年 1 月 1 日制定

区のイタセンパラマスコットキャラクター



パラッチ

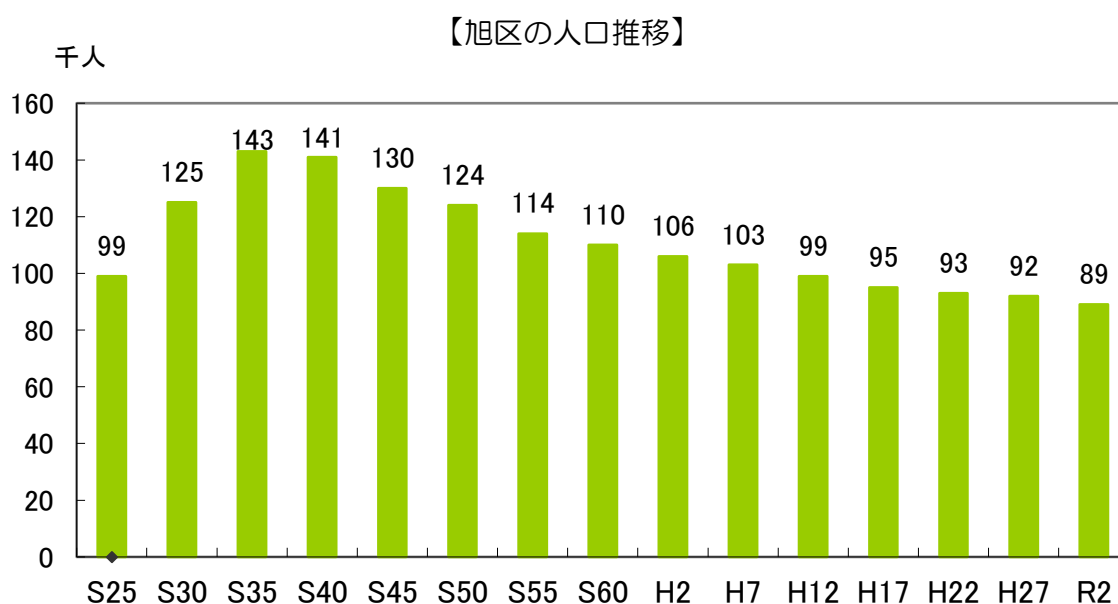
平成 26 年度に公募で選ばれました。

イタセンパラは、旭区内にある城北ワンドで、かつては普通に見られた淡水魚です。漢字では「板鮮腹」と表記されます。これは平たい体型と産卵期に見られる鮮やかな婚姻色に由来するものだそうです。1974 年に魚類で初めて国の天然記念物に指定されましたが、河川改修や外来生物による影響を受け、2005 年を最後に淀川水系から姿を消してしまいました。その後、城北ワンドで、国や大阪府・市・市民団体などが一体となった環境保全活動や、2013 年にイタセンパラを放流するなど、野生復帰の取組が進められました。現在も、市民団体、大学、企業、行政機関などで構成される「淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク」（通称：イタセンネット）では、外来魚や外来植物の駆除、在来種のモニタリング調査、河川清掃のほか、外来魚駆除釣り大会等の催しを行うなどの環境保全活動を行っています。

(3) 人口（国勢調査）

①増減

- ・令和2年国勢調査の人口総数は、89,670人で、大阪市24区中17番目、前回国勢調査（H27年）時点と比べて、1,938人減（2.1%減）です。
- ・昭和35年の約14万3千人をピークに減少傾向が続いています。



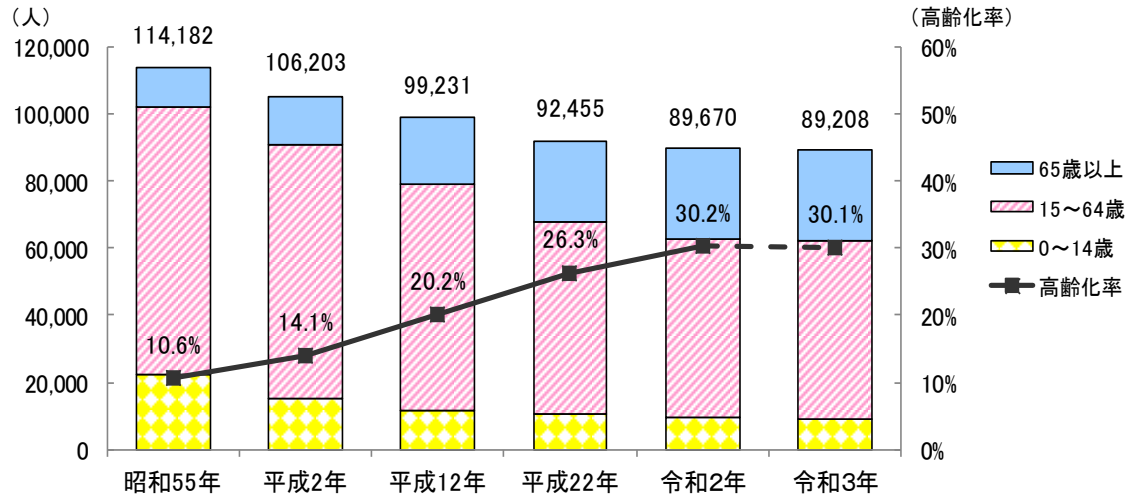
資料：総務省「国勢調査」

②特徴

- ・令和2年度の高齢者人口比率は30.2%（24区中5番目）で、高齢化が進んでいます。令和3年10月1日現在推計人口では、高齢者人口比率は30.1%でほぼ横ばいとなっています。
- ・令和2年度の生産年齢人口は、平成27年度比0.8%減で減少が続いています。
- ・令和2年の65歳以上の単独世帯は、8,131世帯となっており、増加し続けています。
- ・令和2年度の出生数は598人で、平成27年比105人減、令和3年10月1日現在の推計人口によると出生数は606人になっています。

（旭区出生数のグラフは7ページ参照）

【年齢3区分別人口と高齢化率の年次推移（旭区）】



資料：総務省「国勢調査」(昭和55年・平成2・12・22年・令和2年)、大阪市都市計画局「大阪市の推計人口」
(10月1日現在)(令和3年) (注)「年齢不詳」関係により、数値が一致しないことがある。

世帯

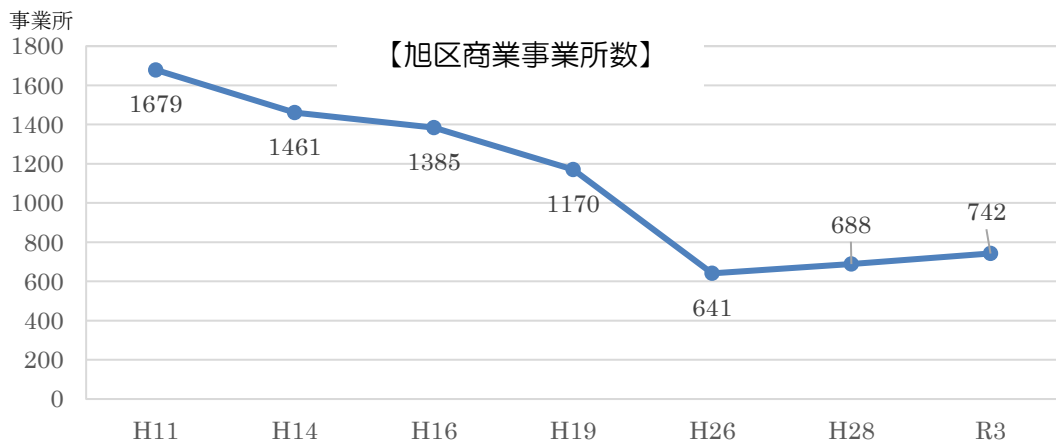
【旭区の65歳以上の単独世帯】



資料：総務省「国勢調査」

(4) 商業

- 平成11年には1,679か所あった旭区の商業事業所数は、平成26年に641か所に減少し、その後徐々に増加、令和3年には742か所となっています。



資料：商業統計調査(平成11・14・16・19・26年)、経済センサス(平成28年・令和3年)

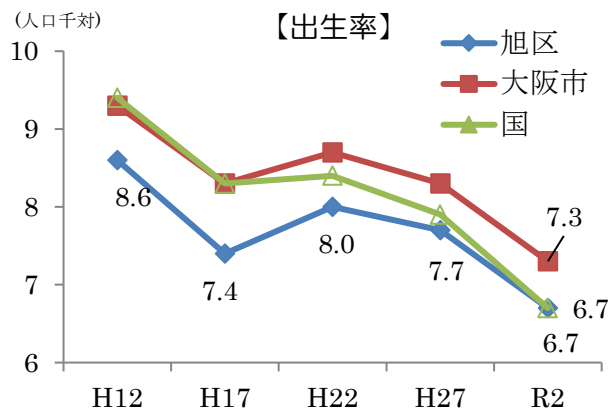
第2章 旭区の現状と課題

1. 子育て・教育支援等について

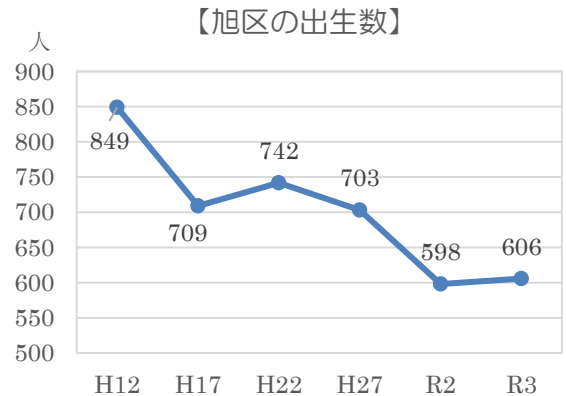
現 状

【子育て支援について】

- ・出生率の低下（旭区の令和2年出生率は、人口千対6.7、大阪市平均よりやや低い。）



資料:総務省「国勢調査」



資料:総務省「国勢調査」(平成12・17・22・27・令和2年)

大阪市都市計画局「大阪市の推計人口」(令和3年)

- ・全国的に核家族化による子育て家庭の孤立等に伴い、旭区においても育児不安やストレスを抱える子育て家庭が増加している。
- ・旭区でも平成24年1月と平成29年1月に重篤な児童虐待事例が発生している。
- ・旭区には令和4年度現在、認定保育所15ヶ所、小規模保育所8ヶ所、認定こども園1ヶ所があり、0歳児～5歳児の合計1,753人分の認可定員を確保しており、待機児童の解消に努めてきた。
- ・プレパパママレッスン・はぐはぐ教室(育児教室)など、妊娠期からの相談または支援を強化する取組を進めており、子育て相談専用メールに加えて令和2年度からは、あさひ子育て応援LINEを開設している。

【子どもへの教育支援等について】

- ・「保護者や区民等の参画のための会議」や「区教育行政連絡会」などを通して、家庭や地域、学校とともに学力・体力向上等の支援やICTを活用した学習の支援を行っている。
- ・大阪市立中学校生徒を対象としたヤングケアラー（家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども）実態調査（令和4年7月）によると、ヤングケアラーの存在は9.1%であり、学校生活、友人関係に影響が見られるなどの調査結果となっている。
- ・旭区では、区内に開設されているこども食堂への学習の支援を行っている。
- ・大阪府の令和元年度の高等学校中途退学者は東京都の次に多く、中退率は全国平均1.3%に対して大阪府では1.4%であり、全国平均より上回っている状況である。

《文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」》

課 題

【子育て支援について】

- ・子育て世代の多様化するニーズや問題を的確に把握し、妊娠期からの切れ目なく、あらゆる子どもの年齢に対応するきめ細かな子育て支援策に取り組むとともに、地域や関係機関とともに児童虐待防止などのセーフティネットの役割を果たしていくことが求められる。
- ・児童虐待防止のため、平成26年3月に医師会や区内の幼稚園、保育所などからなる「あさひ子育て安心ネットワーク（愛称：あさひキッズネット）」を立ち上げ、各団体の横のつながりを深め、情報を共有し、協働・連携して一人ひとりの子どもを見守る体制を構築してきたが、さらなる充実を図るために令和2年度には「子育て地域包括連携協定」を旭区役所、大阪旭こども病院、旭区社会福祉協議会の3者で締結し、ICTを活用した連携と情報発信を強化していく。
- ・子どもの貧困対策に加え、ヤングケアラーなど、新たな課題も生じている。

【子どもへの教育支援等について】

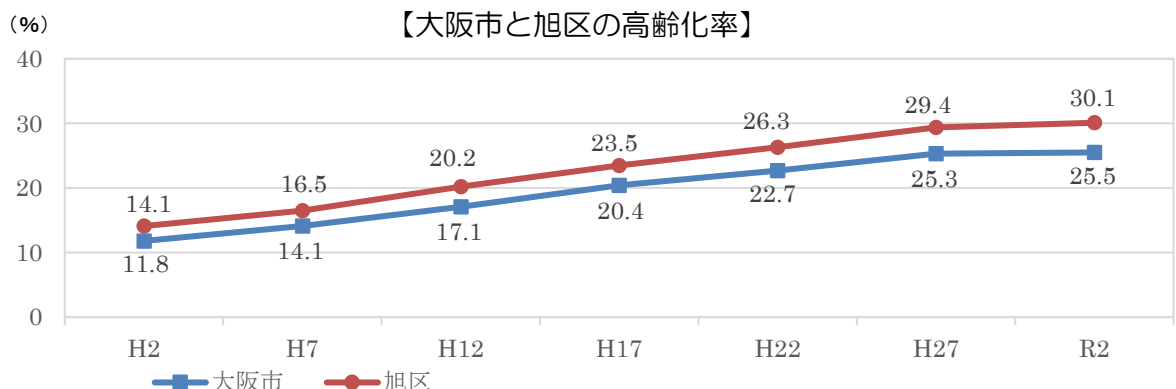
- ・学校・家庭・地域が連携して、子どもが健やかに成長するために、学力・体力向上等の支援や、ICTを活用した学習が進む中、子どもたちがICTに親しみ、活用していくための学習支援が重要である。
- ・義務教育における基礎学力の取得と向上により個々の能力を伸ばし、社会の中で自己実現を果たすことができるような支援が望まれる。
- ・経済的要因等によって学習習慣や生活環境が整わないことが、子どもの健やかな成長に影響を与え、自らの選択によって進学や就職が決められず、高等学校の中退や未就労などの社会的自立の阻害につながる傾向にある。

2. 健康・福祉について

現 状

【健康寿命を延ばす取組】

- ・旭区の高齢化率は、令和2年国勢調査によると、30.1%（平成27年は29.4%）であり、大阪市平均を上回っている。（大阪市平均は25.5%）



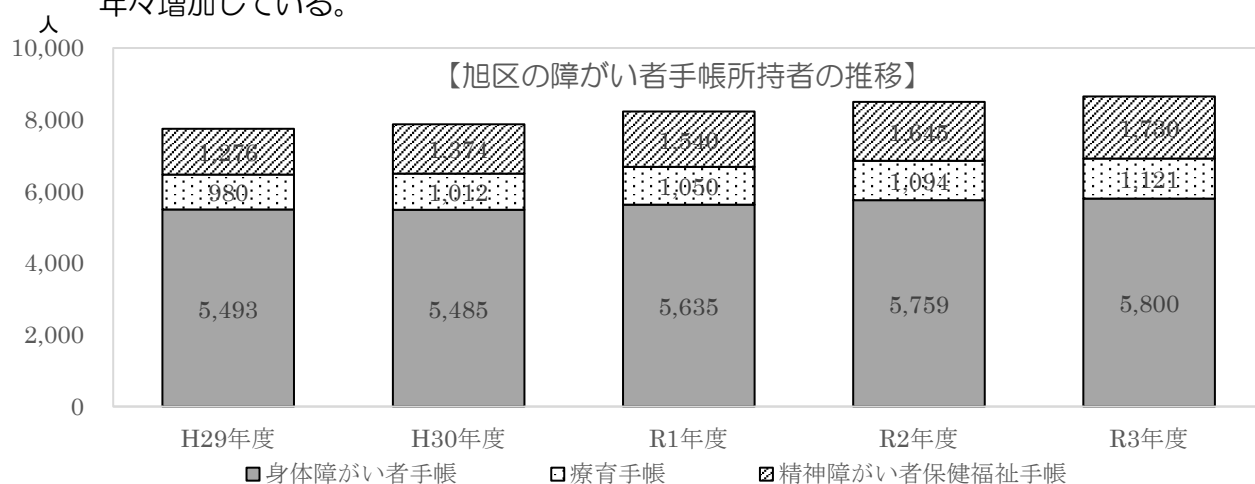
資料：総務省「国勢調査」

- ・全国的に認知症高齢者の増加による、行方不明者、孤立死や虐待、ひきこもり等の問題が複雑化、多様化、深刻化している。
- ・大阪市では、平成28年度から一般介護予防事業として、「いきいき百歳体操」の普及を全区で実施している。
- ・旭区では平成21年度から地域で「いきいき百歳体操」を実施しており、高齢者が地域で自らリーダーとなり地域展開企画運営することで、いきがいやまちづくりにも繋がっている。平成29年度からは、「いきいき百歳体操」と合わせて「かみかみ百歳体操」も、パンフレットを作成してすすめてきたが活動の休止も見られるなどコロナ禍の影響を受けている。

また、認知症予防については、平成26年度から広く区民に向けた認知症予防講演会を実施し、継続的な自主活動を目的とした地域型認知症予防プログラムの実施など、地域での認知症予防に向けての活動支援を行っている。

【誰もが暮らしやすいまちづくりのための取組】

- ・近年、人とのつながりが減ったことで社会的に孤立しているおそれのある世帯が増加しており、孤立死や虐待、経済的困窮、ヤングケアラーなどの状況がある。
- ・旭区の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、いずれも年々増加している。



資料:大阪市福祉局「福祉事業統計集」

- ・大阪市では、平成27年度から全区で「見守りネットワーク強化事業」を実施し、地域での見守り体制を構築している。また、旭区では平成27年度に「くらし相談窓口」を開設し、さらに平成31年度から総合相談支援体制の充実を図るために、いわゆる「つながる場」を開催し、関係機関とともに複合的な課題を抱えている方の支援に取り組んでいる。
- ・旭区では、障がい者の自立支援の一環として、区地域自立支援協議会とともに福祉事業所の授産製品の物販や作品展示の場を提供しているほか、さまざまな媒体を活用して啓発活動を行い、障がい者に対する理解の促進を図っている。
- ・災害発生時に高齢や障がいを理由に支援を必要とする方の状況に応じた対応が求められる中、旭区では区地域自立支援協議会にて、災害時における要援護者の支援について話し合い、課題の共有を図っている。
- ・高齢者及び障がい者の権利擁護に対する取組として、旭区では虐待防止に向けた啓発や関係機関との情報共有のほか、成年後見等申立に関する相談や支援を行っている。

【健康寿命を延ばす取組】

- ・急速な高齢化や単身世帯の増加などの家族形態の変化や、地域のつながりの希薄化などの地域社会の変化等により、要介護者を早期に発見したり、支援につなげることが難しくなっている。また、3年間続くコロナ禍により、出控え、コミュニケーション不足など単身者はもとより高齢者のADLの低下が報告されている。
- ・さらに、要介護認定者についても、介護予防の取組、認知症の早期発見・予防の取組、健康維持増進・運動機能・認知機能の向上を図る必要がある。
- ・区民が健康に関心を持ち、健康づくりに取り組んでいくための環境づくりが必要であり、特に高齢者の健康維持向上については、地域ぐるみで取り組む必要がある。また壮年期の生活習慣病予防に取り組むことも重要である。
- ・在宅の高齢者で歯科医に受診が困難な方に対し、口腔衛生の改善に繋げることで、健康増進を図る必要がある。
- ・こうした状況下で、誰もが住み慣れた地域で最後まで生き生きと自分らしく暮らすことができる社会として「地域包括ケアシステム」を構築するために在宅医療介護連携が望まれる。

【誰もが暮らしやすいまちづくりのための取組】

- ・誰もが地域の一員であると感じられるような“居場所”づくりなど、社会参加や自立を支援するための取組がより一層重要となっている。
- ・社会的に孤立しているおそれのある状況の方や複合的課題がある方を早期に発見し、円滑に支援へつなげることが求められている。
- ・災害発生時における要介護者への支援の在り方に関する意識が高まっている。
- ・住み慣れた地域で安心して生活し続けるために、各相談機関や福祉サービス制度の周知徹底のほか、行政・医療・介護・福祉・その他関係機関が一体となって必要なサービスの利用促進及び権利擁護を支援するための体制強化が重要となっている。

3. 地域コミュニティとにぎわいについて

現 状

【地域コミュニティについて】

- ・平成24年度末に区内の全小学校下に地域活動協議会が形成され、地域が一体となって組織運営がなされ、広報活動により活動内容や組織・会計の情報が発信され、透明性が確保されており、一層の自律的な運営を推進している。
- ・地域振興会への加入率が令和3年4月1日現在68.0%あり、伝統ある地域行事の実施や、子どもや高齢者の見守りなど地域コミュニティの継続性が図られている。
- ・地域活動協議会構成団体向けアンケートによると、区役所からの支援が、地域の実情やニーズに即した支援になっていると回答した割合は83.6%である。
- ・区民アンケート（令和3年度実施）によると、コミュニティづくりに関する行事の認知度は、区民まつり 82.2%、スポーツフェスティバル 42.5%、総合文化祭 15.5%となっている。

【まちの魅力を高める取組について】

- ・城北公園・城北菖蒲園、淀川、城北ワンドなどの地域資源を有しており、とりわけ城北菖蒲園が開園している時期には区外からもたくさんの方が旭区を訪れている。
(令和4年度城北菖蒲園開園期間 5月20日～6月15日)
- ・区内にある地域資源や店舗等を「旭区ブランド」、「旭わがまちお宝」として認定し、ホームページ等で公開しているほか、ブランド・お宝を活用したイベントを実施している。

課 題

【地域コミュニティについて】

- ・長引くコロナ禍において、地域コミュニティの行事が自粛を余儀なくされていたが、時代に対応したさまざまな方法を用いて地域住民が気軽に参加でき、各世代が交流できる行事を実施するなど、活動への参画を促し、地域コミュニティへの支援を図る必要がある。

【まちの魅力を高める取組について】

- ・区内外の多くの方に、旭区の魅力を知っていただけるよう、地域資源を活用したイベントを実施するなど、広く発信し続ける必要がある。

4. 防災・防犯について

現 状

【防災体制の充実について】

- ・南海トラフ地震による旭区の被害想定（平成25年度）
 - 建物被害 12,440棟（区内約25,000棟の内 全壊：4,573棟、半壊：7,867棟）
 - 人的被害 1,552人（死者21人、重傷者311人、負傷者1,218人）
 - 要救助者 3,244人（建物被害 80人、津波被害 3,164人）
- ・上町断層帯地震による旭区の被害想定（平成18年度）
 - 建物被害 16,392棟（区内約25,000棟の内 全壊：12,257棟、半壊：4,135棟）
 - 人的被害 1,556人（建物被害によるもの：死者404人、負傷者623人
火災被害によるもの：死者82人、負傷者447人）
- ・淀川が氾濫した場合の新しい洪水浸水想定（平成29年6月の国土交通省淀川河川事務所公表資料）では、最大規模の想定で区内市街地のほぼ全域（約5.2km²）が浸水し、平均深さ約2.4m（最大深さ約7.2m）の浸水が予測されている。
- ・旭区は昭和55年以前木造住宅密度が全国で5番目に高い地域である。《平成19年の中央防災会議公表資料》
- ・これまでに区内各校下への大型粉末消火器の導入や地域防災リーダーを中心とした初期消火体制を構築している。
- ・本市の備蓄物資については、「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針（大阪府域救援物資対策協議会・平成27年12月策定）」より、平成28年度より5か年計画で、想定する避難所生活者が国などの支援物資が到着するまでの発災後3日分の生活に必要な物資を確保する。

なお、食料については自宅居住者や帰宅困難者など避難所生活者以外の需要に対応するため、想定する避難所生活者 3 日分の 1.2 倍を確保することとなっている。

- ・災害時医療の連携として平成 27 年度より「災害時医療看護介護関係者会議」を開催し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護に加え、介護関係者との協議を進め、令和元年度には旭区医師会と令和 3 年度には旭区歯科医師会、旭区薬剤師会とそれぞれ「災害時における医療救護活動に対する覚書」を締結するなど災害時に備えた取組を行っている。
- ・令和 4 年度作成の「避難行動要支援者個別避難計画」について、地域とともに適宜更新を行っていく。

【防犯啓発について】

- ・地域、警察、その他関係団体と連携し、犯罪防止・自転車マナーアップ・特殊詐欺防止などの啓発活動を行っている。
- ・青色防犯パトロール車による下校時の見守り活動を行っている。
- ・春、秋の交通安全運動期間中に地域、警察、関係団体と連携し、交通安全啓発活動を行っている。
- ・区内交通事故発生状況 令和 3 年 131 件
死傷者数 145 人(うち死者 2 人)、事故のうちの 39.3%が自転車関連(57 件)
- ・区内街頭における犯罪発生状況 令和 3 年 275 件
- ・街頭における犯罪の 57.4%が自転車盗(158 件、前年比△76 件)
- ・街頭における犯罪の 10.2%が特殊詐欺(28 件、前年比+15 件)

課 題

【防災体制の充実について】

- ・災害に対応できるよう、旭区のもつ強みである「地域コミュニティのつながりの強さ」を活かし、「自助・共助」の意識向上と自主防災組織の更なる育成が必要である。
- ・公助の拠点である旭区災害対策本部が災害時にいち早く機能するために区職員の防災体制の強化と直近参集者職員との連携が必要である。
- ・旭区医師会、旭区歯科医師会、旭区薬剤師会、旭区協力病院、福祉避難所等と、より連携を図っていく必要がある。
- ・水害時避難ビルの指定や災害時の協力協定などについて民間事業者と、より連携を図っていく必要がある。

【防犯啓発について】

- ・区民の自転車のマナー向上や特殊詐欺や自転車盗をはじめとする街頭における犯罪の減少に向けた、地域、警察、その他関係団体と連携した啓発活動に引き続き取り組む必要がある。
- ・地域、警察、その他関係団体と協働した防犯・交通安全対策に引き続き取り組む必要がある。

第3章 めざすべき旭区の将来像

～安心して住み続けられるあたたかいまち 旭区～

旭区は、「安心して住み続けられるあたたかいまち」を理想像として掲げ、「旭区将来ビジョン 2027」を区民の皆様と共有し、取組を進めます。具体的な取組については、このビジョンに基づき、毎年策定する旭区運営方針に反映します。



2027年度末にめざすべき将来像

I 安心して子育てできるまち

- 子育て支援の充実
- 子どもへの教育支援等の取組

II やさしさあふれるまち

- 人生百年時代の健康づくりの取組
- 誰もが暮らしやすいまちづくりの取組

III 活力あるまち

- コミュニティ活性化のための取組
- 地域資源を活用したまちの魅力づくり

IV 安全に暮らせるまち

- 防災体制の充実
- 防犯啓発の取組

第4章 めざすべき旭区の将来像に向けた方向性と成果指標

めざすべき将来像Ⅰ

安心して子育てできるまち



1 子育て支援の充実

「すべての子育て家庭が安心と喜びを実感しながら、子どもを生み、育てられるようなあたたかいまち」をめざして、子育て支援を充実させます。

(1) 子育てしやすいまちづくり

旭区では25歳から39歳までの子育て世代の人口が減少傾向にあります。また、核家族化の進行により育児の孤立化が進んでおり、ネグレクト等の課題も発生しています。

このため次世代育成に向けて保育所待機児童解消に努め、妊娠期から切れ目のない相談支援機能の充実と子育て世代の支援強化など、「子育てしやすいまちづくり」を進めます。

① 妊娠期からの切れ目のない支援の確立

- ・妊娠期から乳幼児期までの総合的な育児・子育て相談支援体制を構築します。
- ・保健師を通じて区役所と親が信頼できる関係性を持ち、子育てに関する様々な相談に対応し育児支援や家庭訪問などにより相談体制を強化して児童虐待の防止に努めます。
- ・具体的には、プレパパママレッスン、新生児全戸訪問事業、授乳相談、はぐはぐ教室、乳幼児健診などにより、妊娠期から子育て期まで月齢に応じた各種事業により、社会的資源に繋げていくなどの家庭相談支援機能の充実を図ります。
- ・「子育て地域包括連携協定」に基づきこども病院、保健師、心理士による発達障がい等に関する早期発見・早期対策・社会資源へのつなぎなどの相談支援機能の充実を図ります。

② 子育て支援事業の充実

- ・様々な育児不安・ストレスを抱える保護者の課題解決のために子育て支援室によるベビープログラム、ノーバディーズパーフェクト、お母さんのほっとタイムなどの子育て支援事業を推進します。
- ・地域の子ども・子育てプラザ、つどいの広場事業、子育てサークル・サロンで母親同士の交流を図り、子育て支援室が連携する中で相談支援しやすい環境づくりとママ友の情報交換や交流ができる場の確保を図ります。
- ・妊娠、出産時に、必要となる区役所での申請手続きを「ベベクロファイル」という一冊のファイルにまとめ、妊娠された方にお渡ししており、より簡潔でわかりやすく利用者に伝えるよう心がけます。

③ 子育て安心ネットワークの発展

- ・「すべての子育て家庭が安心と喜びを実感しながら、子どもを生み、育てられるようなあたたかいまちづくり」をめざすとともに児童虐待防止のために地域の子育ての関係機関が集まって「あさひキッズネット」が発足されました。「顔の見える関係」を構築する中で、児童虐待防止や地域の子育て力の一層の発展強化をめざします。
- ・「子育て地域包括連携協定」による取組を推進する中で、「あさひキッズネット」においてＩＣＴの活用によるネットワークの強化に努め、事前に児童虐待を防ぐための機能強化を図ります。

④ 子育て情報の発信力強化

- ・旭区ホームページ内に、子育てに関する情報を集約的に発信するページ「子育て応援します！しょうぶちゃん子育てニュース」の設置や情報紙「あさひ子育て情報」の発行など、多様な形での情報発信に努めています。
- ・「あさひキッズネット」のＩＣＴシステムの構築による旭区内の子育て情報を気軽に簡易にアクセスできる環境づくりを進めます。
- ・「あさひ子育て応援 LINE」の内容充実を図り、子育て支援事業の参加募集や子育て相談メールに繋がります。

《成果指標》

子育てに関する相談やサポートに満足していると答えた割合（乳幼児健診時の親へのアンケート）

2027年度末までに85%以上

2 子どもへの教育支援等の取組

家庭や地域、学校とともに、子どもへの教育支援等の取組を進めます。

(1) 子どもへの教育支援等

子どもの学力・体力の向上を支援するとともに、コミュニケーション能力を育み、将来の社会的自立に向け支援します。

① 子どもへの教育支援

- ・「保護者や区民等の参画のための会議」や「区教育行政連絡会」などを通して、家庭や地域、学校とともに学力・体力向上等の支援に取り組みます。
- ・地域の特性を生かして、区内の大学と連携してＩＣＴを活用した学習の支援に取り組みます。

② 子どもがたくましく生きる力をつける取組

- ・家庭・保育所・学校園・子育て支援機関・地域が連携して、子どもの発達や生活習慣の獲得など、子どもの自己肯定感を高める取組を進めます。
- ・学習環境や生活習慣などから、進学や就職など自分の将来の生活についてイメージすることが難しくなっている中高生に対し、安心できる環境（居場所）において知識や教養を身につけ、自らの選択によって将来を描くことができるよう、学習支援と生活自立支援を行い、また、自己肯定感が高まるよう働きかけつつ、社会的自立を促進・支援します。

《成果指標》

区役所からの連携や支援を得られていると答えた学校
2027年度末までに小学校全10校、中学校全4校

めざすべき将来像Ⅱ

やさしさあふれるまち



1 人生百年時代の健康づくりの取組

健康寿命を延ばし、一人ひとりがいきいきと地域社会の中で生活できるまちをめざします。

(1) 高齢者の活力あふれる地域づくり

高齢者がいきいきと活動できることは、高齢者自身のいきがいづくりにもなり、また、いきがいのある生活を送ることは健康状態を向上させ、介護予防の効果も十分期待されます。

① 健康寿命を延ばす取組

- ・区民一人ひとりが健康の重要性を意識し、生活習慣病や認知症の予防及び早期発見・早期治療を実践する取組を行います。
- ・地域での「健康づくり推進協議会・わかばの会」、いきいき百歳体操の取組に対する支援を行うとともに、「あさひ健康大学」や認知症予防プログラム「あさひ脳活塾」などの事業を推進します。

② 在宅医療介護連携の推進

- ・誰もが生き生きと住み慣れた町で自分らしく暮らすために在宅医療介護連携事業を推進します。

《成果指標》

健康意識の高まりを感じると答えた割合（区民アンケート）
2027年度末までに85%

2 誰もが暮らしやすいまちづくりの取組

障がいのある方や高齢者の皆様などの居場所をつくり、誰もが自分らしく、安心してともに暮らせるまちをめざします。

(1) 誰もが尊重され共に暮らすことができる地域づくり

旭区は、子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い支え合うことで、社会的に孤立するような状況を防ぎ、支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届く「誰もが暮らしやすいまち」をめざして、相互理解の醸成や啓発活動を引き続き推進します。

① 地域における見守り活動の充実

- ・医療・福祉・介護・その他関係機関やNPO法人、ボランティア団体等のネットワークを強化し、地域住民とも連携して、見守りや支援の体制を充実させます。
- ・住民一人ひとりが支え合える関係づくり、社会的孤立の防止に向けてより一層の取組を進めます。

② 災害時における要援護者への支援

- ・避難行動に支援を必要とする人に対する確な対応が行えるよう、地域福祉の観点から防災体制の充実に向けた取組を進めます。

③ 居場所づくりのための支援

- ・障がい者福祉事業所の授産製品の物販や作品展示等の場を提供するほか、その活動内容の周知の充実に向けた取組を進めます。
- ・スポーツを通じた共生社会づくりを推進するために、ユニバーサルスポーツに親しむ環境づくりの充実に向けた取組を進めます。

④ 相談支援体制の充実

- ・地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、くらし相談窓口による各種相談のほか、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、ひきこもり等の一つの分野だけでは解決できないような複合的な課題を抱えた人に対する支援を図るため、相談支援機関、地域、区役所が一体となった総合的な相談支援体制の充実に向けた取組を進めます。

⑤ 権利擁護支援体制の強化

- ・個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、虐待の未然防止や早期発見に対する取組を進めます。
- ・認知症、精神障がい、知的障がい等により判断能力が不十分な人の意思決定を支援し、本人が選択する機会を確保するため、成年後見制度の利用や利用促進に向けた取組を進めます。

⑥ 多様性を尊重し、認め合える環境づくりのための取組

- ・従来の人権課題への取組に加え、障害者差別解消法、部落差別解消法による取組やLGBTなど新たな人権課題への理解を深め、偏見や差別意識をなくす取組を進めます。

《成果指標》

- ・高齢者やその家族がさまざまなことについて、相談やサポートを受けられるようになっていると感じると答えた割合（区民アンケート）
2027年度末までに75%以上
- ・障がいのある方やその家族の方がさまざまなことについて、相談やサポートを受けられるようになっていると感じると答えた割合（障がい者福祉サービス利用者へのアンケート）
2027年度末までに70%以上

めざすべき将来像Ⅲ

活力あるまち



1 コミュニティ活性化のための取組

旭区の豊かなコミュニティをさらに強めていただき、区民の皆様の自律的な地域運営を支援し、地域活動などが活発な、にぎわいあるまちづくりの取組を進めます。

(1) 地域コミュニティの活性化

さまざまな地域住民の方々の参加を得る等、地域団体のほか NPO、企業等、地域の多様な主体の活動を行政が長期的、安定的に支援することにより、地域により異なるさまざまな課題等の解決等も図られるよう取り組みます。

① 活力ある地域社会づくり

- ・地域団体や NPO、企業等地域のまちづくりに関する様々な活動主体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域運営に取り組む活動を地域の実情に応じて支援するため、自律的に地域課題の解決に取り組む地域活動協議会の運営を支援します。
- ・地域活動協議会をはじめ、市民、NPO、企業などの様々な活動主体と協働するマルチパートナーシップを推進します。
- ・市民活動の理解促進と担い手の育成支援に取り組みます。

② スポーツ・文化のあふれる元気なまちづくり

- ・区民の身近にスポーツ・文化などの活動が数多くあり、区民の皆様が元気に参加し、自主運営できる機会を一層充実されるよう取り組みます。

《成果指標》

地域活動協議会の構成団体が、地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められている状態にあると思うと答えた割合（地活協の構成団体へのアンケート）
2027年度末までに88%以上

2 地域資源を活用したまちの魅力づくり

区民の皆様が、まちへの愛着をさらに深めていただけるよう、旭区にある多彩な魅力を発信していきます。また、区民の皆様とともに、新たな魅力を創り出しながら、にぎわいと活気のあるまちをめざします。

(1) まちの魅力向上

旭区には、城北公園や商店街、歴史や音楽などの様々な地域資源があります。これらを活用しながら、まちの魅力づくりを進めています。今後も、区内外の多くの方に、旭区の楽しさや住みやすさを実感していただけるよう、まちの魅力向上に取り組みます。

① まちの魅力を高める取組

- ・城北公園等の地域資源を活用し区民の皆様とともに、にぎわいや活気を創り出すイベントに取り組んでいきます。
- ・まちの魅力を再発見しながら、広く PR することにより、人と人との多様なつながりを生み出し、区内の交流を活性化していきます。
- ・区民の皆様と商店街との結びつきが一層深まるよう支援していきます。また、旭区の商店街が元気で、親しみやすいことを、区内外の多くの方に広報していきます。
- ・大学や大学生と連携した取組を行います。

《成果指標》

地域の賑わいや活性化が進んだと思うと答えた割合（区民アンケート）
2027 年度末までに 75%以上

めざすべき将来像Ⅳ

安全に暮らせるまち



1 防災体制の充実

地震や台風、火災、河川氾濫等による災害の発生や被害の拡大を、自主防災組織の活動、取組により、最小限にくい止めることができる地域防災体制を確立するとともに防災意識の高いまちづくりをめざします。

(1) 地域コミュニティの強さを活かした自助・共助によるまちづくり

阪神大震災、東日本大震災等では、行政が全ての被災者を迅速に支援することが難しいこと、行政自身が被災して機能が麻痺するような場合があることが明確になったことから（「公助の限界」）、上町断層帯地震や南海トラフ地震等の大規模広域災害時の被害を少なくするため、地域コミュニティにおける自助・共助による「隣近所でお互いに助け合う精神」を効果的に活用することが不可欠です。

日ごろから隣近所との関係を構築し、絆のある地域社会を築くことが重要です。

① 地域防災意識の向上

- 地震や台風、火災、河川氾濫などによる災害の発生や被害の拡大を自主防災組織の活躍により、未然に防止あるいは最小限に食い止めることができる体制を築くとともに防災意識の高いまちをめざします。
- 災害時の初動に強い自助・共助の地域づくりをめざします。
- 地域防災訓練などに各地域の役員や防災リーダー以外の地域住民、特に若い世代（ファミリー層や中学生など）が参画する仕掛けづくりを行います。
- 災害時における避難行動要支援者個別避難計画に基づいた取組を行います。

② 地域防災力の底上げ

- 災害時避難所となる小・中学校等の備蓄物資に関する情報共有など地域と学校との連携を図ります。
- 災害時の医療体制について、旭区医師会や医療機関、福祉機関などと、より連携を図ります。
- 地域防災訓練の際に、医療関係者との連携による「トリアージ訓練」や避難行動要支援者個別避難計画に基づく避難訓練を取り入れます。
- 障がい者や女性の視点を踏まえた避難所運営等を小・中学校、自主防災組織等と連携し取り組みます。
- 災害時に防災活動の担い手になれるよう、地域に根付いた中学生に対し、防災意識の向上のため防災教育プログラムを実施します。
- 地域や小学校、地域防災リーダー、旭消防署等と連携し、「土曜日授業」での防災関係プログラム実施の取組を行います。
- 大規模災害時に速やかに区災害対策本部を設置し、機能するように、直近参集者職員と、より連携を図ります。
- 避難行動要支援者個別避難計画を地域や関係団体と連携し、毎年更新を行います。
- 水害時避難ビルの指定や災害時の協力協定などについて、民間事業者と、より連携を図ります。

③ 災害時医療看護介護の連携強化

- 平時から医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護、介護関係職員との連携を強化するために「災害時医療看護介護関係者会議」の定期開催と災害時に備えた訓練などの取組を行うことにより、災害時の連携体制を構築していきます。

《成果指標》

旭区内各地域防災計画に基づき、自主防災組織等地域主体による
地域実情に即した訓練など防災活動を実施した地域
2027 年度末までに全 10 地域

2. 防犯啓発の取組

関係機関や地域と協働し、犯罪や交通事故のない安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

(1) 防犯・交通安全啓発の取組

これまでの取組により一定の効果は見込めるものの、区民の自転車のマナー向上や自転車盗や特殊詐欺をはじめとする街頭における犯罪の減少に向けた取組の実施により、安全で安心して暮らせるまちづくりの機運を高めるとともに、地域住民との連携による交通安全対策及び自主防犯意識の向上を図る必要があります。

① 街頭における犯罪防止の対策

- ・防犯カメラの設置や青色防犯パトロールの実施、見守り活動の強化など地域、警察、関係団体と連携し犯罪や交通事故のないまちをめざします。
- ・警察等と連携し、犯罪が発生した場所や時間、被害対象等の情報を、迅速に地域とも共有して、有効な防犯対策に繋がります。

② 交通安全対策

- ・地域、警察、関係団体と連携し、区民の交通安全に関する意識、交通マナーの向上を図ります。
- ・地域、警察、関係団体と連携し、道路などの危険個所の改善に取り組みます。

《成果指標》

警察との連携等による啓発活動により区内の重点犯罪（自転車盗を含む）発生件数が 2027 年度末までに 360 件以下に減少

区内の自転車交通事故発生件数が 2027 年度末までに 72 件以下に減少

平成 25 年 4 月策定旭区将来ビジョンの取組実績

(1) 防災体制の再構築について

- ① 震災時において、住民組織が初期消防を担うことによって火災から住民の生命財産を守る。
 - 《平成 25 年度》・区内各校下への大型粉末消火器の導入
 - ・地域防災リーダーを中心とした初期消火体制の確立
 - 《平成 26 年度》・災害時要援護者の把握及び災害時要援護者サポーターの選出（リストおよび位置図作成）
- ② 震災時において、区役所が防災拠点として十二分に機能するような組織体制の確立のため総動員を前提に区役所職員にWミッションを与え、緊急時参集職員との合同訓練を実施する。
 - 《平成 27 年度》・区職員による災害時初動体制の確立（職員のWミッション）
 - 《平成 28 年度》・区内における一斉防災訓練（区役所・区内各校下・医師会）の実施
- ③ 避難住民の医療確保、健康確保のため、医療機関・福祉機関・ボランティア団体との連携、緊急時医療情報の確保等を行う。
 - 《平成 25 年度》・通信機器（衛星携帯電話）の確保・配備 20 台
 - 《平成 27 年度》・通信機器（5W 無線機）の確保・配備 21 台
 - 《平成 28 年度》・通信機器（5W 無線機）の確保・配備 29 台（28 年度末計 50 台）

(2) 『大阪の巣鴨』といわれるような商店街をめざした振興策の実施

寺や露店、小さなお店が並び、「お年寄りの原宿」といわれる「巣鴨」は、古き良き日本の風景と文化や昔ながらの商人のおもてなしの心を大切にする街として知られており、お年寄りを中心に多くの人々にぎわっている。

少子高齢化がますます加速するなかで、お年寄りが安全に安心して、世代を超えて地域の絆や交流を深める場所となるよう商店街の環境整備事業等に取り組み、ファッショナブルで活気があり、おもてなしの心を大切にするあたたかい商店街振興策を展開し、高齢者が生活しやすい空間を作る。

- 《平成 25 年度》・商店街役員にヒアリング・アンケート実施
- 《平成 26 年度》・旭区商業実態基本調査、地域経済活性化策提案業務
 - ・ストリートライブフェスタ（～27 年度）
- 《平成 28 年度》・商店街活性化アンケート調査
 - ・キッズカード商店街マップ作成

（３）高齢者の子どもさん方の旭区へのホームカミング運動

高齢単身世帯の増加に対応するため、あさひあったか住宅に向けた制度設計

→《平成 25 年度》・魅力発信（イタセンパラ啓発）

《平成 26 年度》・旭区イメージパンフレット作成（～27 年度）

《平成 27 年度》・「地元に帰ろう！旭区に住もう！キャンペーン」実行委員会設立

・実行委員会が「旭区に住みま商品券」の発行 57 件

《平成 28 年度》・実行委員会が「旭区に住みま商品券」の発行 40 件

（４）教育環境が十分でない子どもたちへの支援

教育環境が十分でない子どもたちを小学校と連携しながら支援し、学力向上につなげる。

→《平成 25 年度》・「放課後おさらい教室」をモデル 2 小学校で実施（城北小・生江小）

《平成 26 年度》・「放課後おさらい教室」を 8 小学校に拡大し実施（新森小路小・太子橋小を除く）

《平成 27 年度》・「放課後おさらい教室」を全 10 小学校で実施

《平成 28 年度》・全 4 中学校でベーシックサポート事業実施

（５）地域の賑い創出や地域経済活性化施策の展開

これまでの城北公園の活性化を目的に行ってきた既存の「花しょうぶフェスティバル」、
「あさひ菊まつり」を整理統合し、魅力的な新たな仕掛けによるイベントを城北公園で実施することにより、京阪沿線からの集客を図り、旭区の地域活性化に貢献する。

→《平成 25 年度》・既存の事業を整理・統合し、「城北公園フェア」を開催

《平成 26 年度》・城北公園ファミリーフェアを開催

参加者数：26 年度 1800 人、27 年度 2000 人、28 年度 2200 人

・城北公園フェアは 5 万人規模の集客イベントとして定着

参加者数：26 年度 30000 人、27 年度 47000 人、28 年度 49000 人

（６）住みよい魅力あふれる環境の維持

公園・遊歩道の快適な利用と飼い犬飼養者のモラルとの共生を図るため、城北川遊歩道沿いの都島区・城東区と連携して、フン害防止のための後始末用具不携帯等を禁止し、地域をあげてマナー向上に向けた社会運動を展開する。

→《平成 25 年度》・区長会（安全・環境・防災部会）で条例案を策定するも諸事情により条例制定は実現していない。

《平成 28 年度》・従来からの区ホームページ（「犬・ねこの飼い方について」）やチラシ（「犬の飼い方の手引き」）で、飼い主のマナーについて周知に加え狂犬病予防注射時に注射済証と合わせて、“美しい町・公園を守りましょう！”のチラシを手渡しして、「フンの後始末」について等マナー向上を呼びかけている。

(7) 住民サービスの質を維持するための職員の育成と意識改革

「ムダ取り」を行うことによって、職員の意識改革を推進し、仕事の取り組み方や考え方を全面的に見直す。あわせて、職員自らのキャリアアップと区民サービス全体の向上を図る。

→《平成 25 年度》

- ・ 24 年度に引き続き、25 年度も区長自らが講師となって、区役所職員を対象とした「意識改革セミナー」を開催し、仕事の取り組み方、ものの考え方を変えるきっかけとした。また、区役所内に改革支援チームを設置し、各課・担当が策定した「カイゼン」、「5S」、「ムダ取り」の取り組みの進捗管理を行った。さらに、5S、ムダ取りに必須となる一人一台に専用のパソコンが配付されるよう調達を行った。
- ・ 改善マインドから「ベベクロファイル」サービスを開始した。
- ・ 当区の結果を「旭区役所改善通信」に掲載し、区役所内及び他の区に普及できるよう共有を図った。

《平成 26 年度～28 年度》

- ・ 前年度に引き続き、区長自らが講師となって、新規配属職員を中心に「意識改革セミナー」を開催し、カイゼンの取組を浸透させるとともに、持続可能性を担保するため、引き続き改革支援チームの取組と「旭区役所改善通信」を発行（28 年度末まで）を継続した。
- ・ このほか、庁内表示の整備、窓口サービス課及び生活支援担当、市民協働課での大規模レイアウト変更、1 階の第 5・6 会議室スペースの生み出し、カイゼン活動に積極的な区内企業（大洋工作所）の見学（26 年度）、生活支援担当における業務推進体制の再構築、様式等の合理化により大幅な業務改善の実施（27 年度）、窓口案内板を見やすくリニューアル（28 年度）等を行った。

I 安心して子育てできるまち

（1）子育て支援の充実

「すべての子育て家庭が安心と喜びを実感しながら、子どもを生み、育てられるようなあたたかいまち」をめざして、子育て支援を充実させた。

主な取組	内 容
常設健康相談	母子手帳交付時面接や乳幼児の計測、育児相談、あらゆるライフステージにおける健康に関する相談に対応。
授乳相談	満8か月までの児とその養育者を対象に助産師の個別相談と体重測定を実施。
プレパパママレッスン	妊婦と夫（パートナー）を対象に沐浴体験・赤ちゃん人形だっこ体験・妊婦体験・食育・保育所紹介・育児グッズ展示等実施。
ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム	親同士の会話の中で、親が自分の長所に気づき自分に合った子育てを見つけ孤独感から解放され前向きになれる手助けをする講座。
お母さんのほっとタイム	子育て中のお母さんに、少し子どもと離れて一息ついてもらう一時保育付きの講座。
ベビープログラム	はじめての赤ちゃんを育てるお母さんと赤ちゃんが一緒に参加し、育児のスキルと知識、親の役割などを深める講座。
ペアレントトレーニング	就学前から小学2年生の児童の保護者で、子どもの行動を理解し行動療法に基づく効果的な対応法を学ぶ講座。
さくらんぼグループ	発達が気になる子どもと保護者が一緒に参加し、他の子どもとのふれあいや遊びを通して成長を見守る講座《3歳児》。
プレさくらんぼグループ	子どもの発達が気になる子どもと保護者が一緒に参加し、他の子どもとのふれあいや遊びを通して成長を見守る講座《2歳児》。
幼稚園・保育所（園）情報フェア	子育て支援施設の情報提供と幼稚園、保育園（所）の入園・入所に関する情報を発信する場の提供。
子育てに関する情報誌の発行	区内の子育て施設の月ごとの予定や連絡先、子育てに関する相談機関の情報提供。
子育てわいわい広場	子育て中の方同士の交流や情報交換、支援者の繋がり、子育て情報の発信の場。
命の教育プログラム「リアルケアベビー体験学習」	中学生を対象とし、人工知能を搭載した赤ちゃん人形を使った子育て体験学習。
こども食堂ネットワーク会議	区内でこども食堂を開催している団体相互の連携や情報交換の機会提供や、補助金制度の紹介や食材ルート情報の提供を行う。
教員採用にかかる加点制度ボランティア	子ども食堂における学習支援事業（教員採用試験にかかるボランティア加点制度対象）。
あさひキッズネット会議	旭区内の子育て支援機関、団体等が連携し、様々な課題の情報共有や意見交換を行い、子どもの健やかな育ちを応援する。

要保護児童対策地域協議会 実務者会議	支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関等が当該児童等に関する情報や考え方を共有し適切な連携の下で対応する実務者による進行管理会議（法第 25 条の 2 第 1 項に規定）。
-----------------------	---

（２）全ての子どもが希望を持ってたくましく生きる力を身につけるための取組

家庭の経済状況に関わらず、全ての子どもが健やかに成長し、自らの可能性を最大限発揮できる教育環境を学校や地域との連携により実現をめざした。

主な取組	内 容
旭ベーシックサポート事業	中学校の放課後の空き教室を活用した学習支援。
旭塾	民間事業者を活用した課外授業。
放課後おさらい教室	小学校の放課後の空き教室を活用した学習支援。
学力アップアシスト事業	小学校の放課後の空き教室を活用した学習支援。
児童の学力向上サポート事業	学力分析機能付き単元テスト、プログラミング体験学習の実施。
児童の運動能力等向上サポート事業	小学校に運動に関するインストラクターを派遣し、児童の運動能力・体力の向上と教員の指導力向上を図る。
あさひ学び舎事業	中学生・高校生を対象とした学習支援。
中・高生自立育み事業	中学生・高校生を対象とした自立支援。
あさひ育み学び舎事業	中学生・高校生を対象とした学習、自立、居場所の包括的支援。

Ⅱ やさしさあふれるまち

（１）誰もが健康にいきいきと暮らすための取組

健康寿命を延ばし、一人ひとりがいきいきと地域社会の中で生活できるまちをめざした。

主な取組	内 容
あさひ健康フェスタ	各種団体と協力・連携し、地域の特性を活かした健康づくり啓発イベントと幅広い年齢層に健康に関心を持ってもらう食育フェスタを併設して実施。
いきいき百歳体操	住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、身近な場所で主体的に、専用のおもりを装着し DVD を見ながら椅子に座って行う運動。

認知症予防プログラム	H26 からお出かけ編、H31 からウオーキング編を開始。認知症予防とあわせてウオーキングの習慣を身に着ける。
------------	---

(2) 誰もが暮らしやすいまちづくりの取組

障がいのある方や高齢者の皆様などの居場所・持ち場をつくり、誰もが自分らしく、安心してともに暮らせるまちをめざした。

主な取組	内 容
旭区地域福祉計画の策定	旭区における福祉施策の方針や方向性を示すものとして、旭区地域計画策定委員会により策定。計画期間は令和 2～6 年度。
授産製品の物販支援	障がい者の就労等日中活動を支援する施設で製作された授産製品の展示・販売を行う。（区役所、サテライト）
和んで座談会	旭区地域自立支援協議会主催で障がいのある人やその家族及び支援者をはじめ多様な立場の方が集い、意見や情報の交換、学習や交流ができるイベントを開催。
「障がい者週間」における啓発活動	障がいの有無に関係なく共生する社会の実現に向け、差別の禁止や障がい者のあらゆる分野への活動参加促進を目的とし、区役所窓口や千林商店街ふれあい館（サテライト）での啓発用物品の配布、庁舎前のぼりの掲出を行っている。
高齢者の相談機関「地域包括支援センター」の周知	高齢者の身近な総合相談窓口である「地域包括支援センター」を周知し、適切な支援・サービスにつなげる。
「旭区認知症安心ガイド」改訂・普及	認知症に関する相談窓口と症状に応じた支援、サービスを紹介し、早期発見・治療や適切な支援・サービスにつなげる。
「お守りカード」・「救急情報シート」の作成・普及	外出時に携帯する「お守りカード」と、自宅に救急隊員がかけつけた時のための「救急情報シート」を要援護者等の見守りのツールとして活用していただく。
「あさひあったかバス」を運行	区内の交通アクセス確保を目的としたバス運行業務補助事業。

Ⅲ 活力あるまち

(1) コミュニティ活性化のための取組

旭区の豊かなコミュニティをさらに強めていただき、区民の皆様の自律的な地域運営を推進し、サークル活動などが活発な、にぎわいのあるまちづくりの取組を進めた。

主な取組	内 容
広く住民全般を対象として地域活動協議会が行う事業	防犯・防災、子ども・青少年、福祉、広報等の様々な分野において、広く住民全般を対象とした地域活動を実施する。
地域活動協議会の運営に従事する会計年度任用職員2名の配置	会計年度任用職員2名を配置し、地域活動の支援を行っている。
区民まつりの開催	多くの区民が集い交流することで、コミュニティの輪を広げることを目的に旭区民まつりを実施する。
スポーツフェスティバルの開催	スポーツによる区民の健康増進、コミュニケーションを通じて地域の絆を深め、地域コミュニティの育成を目的とした校下対抗運動会。
スリーアイズ大会	スポーツとレクリエーションを通じて誰もが気軽に参加でき、区民相互のコミュニケーションを促進し、住みよいまちづくりを目的として開催。※スポーツフェスティバルの代替イベントとして開催
区民総合文化祭	新たなコミュニティ意識の醸成や、文化・芸術を通じ世代を超えた交流を目的に、日頃の成果を発表する場として誰もが参加できる文化祭。
生涯学習推進員旭区連絡会の開催	区内の生涯学習推進員の相互の交流を進め、資質の向上を図り、区の生涯学習の振興に寄与する。
生涯学習ルーム事業	小学校の特別教室等を利用し、地域の方々の自主的な文化・学習活動の機会の提供と充実を図る。
ふれあいシアター	広く区民に、人権問題に対する気付きの機会を提供するため開催する。
「じんけんあさひ」の発行	全区民に向け人権啓発と人権問題に対する知識を深めてもらうために発行する。
大阪市人権啓発推進員旭区連絡会の開催	人権啓発推進員による委嘱業務の円滑かつ効果的な遂行を図ることを目的に開催。
にほんご教室の開催	外国人の日常生活を人権の視点でサポートすることを目的として、日本語の読み書きの習得、互いの文化的交流を進める。

(2) まちの魅力創出や地域経済活性化施策の展開

まちの魅力が高まり、区民の皆様が地域に愛着や誇りをさらに持っていただける旭区をめざすとともに、多くの人々が訪れる活気のあるまちをめざした。

主な取組	内 容
旭区ブランドの認定	旭区の地域資源を「旭区ブランド」等として認定し、区の魅力づくりを行う。

区の魚（イタセンパラ）PR	民間団体と連携して、外来魚駆除釣り大会等に参加するほか、グッズを配布して啓発する。
小学校での花菖蒲栽培	ボランティアの協力のもと、各小学校で花菖蒲を栽培することで、郷土愛を醸成する。
音楽を通じたにぎわいイベント	「音楽の祭日 in あさひ」や実行委員会と共催で「旭ミュージックフェスタ」を開催し、音楽を通じたにぎわいづくりを行う。
「旭区検定」の実施	旭区の魅力（自然・文化・歴史等）を広く出題し、受験を通じて、旭区の素晴らしさを再発見してもらう。
大阪工業大学との連携事業	城北ワンド周辺の自然環境を守るために、大阪工業大学と連携して清掃活動を行う。
空き店舗の勉強会	旭区商店会連盟と協働で、空き店舗について勉強会を開催する。
インバウンド誘致	区内店舗に協力を得て、インバウンド誘致のため、外国人観光客に楽しんでもらえるような体験メニューを実施する。

Ⅳ 安全に暮らせるまち

（１）防災体制の充実

地震や台風、火災、河川氾濫等による災害の発生や被害の拡大を、自主的な防災組織の活躍により、最小限に食い止めることができる体制を作るとともに防災意識の高い旭区をめざした。

主な取組	内容
防災啓発講座	地域での防災講座、学校での土曜日授業、広報紙等による防災啓発を実施する。
広報あさひ「防災特集号」による防災啓発	広報あさひにおいて防災に関する情報を掲載することにより、区民の防災意識の向上に努める。
旭区地域防災計画改訂	旭区地域防災計画の改訂を行う。
地区防災計画（地域ごとの冊子）の配布	区内 10 地域における各地域ごとの地域防災マニュアルを作成し、配布する。
避難所開設訓練を含む防災演習・ワークショップ	地域で行う訓練において、事前に役割分担等について学習する機会を設ける。
防災リーダー訓練（地域一体型防災訓練）を各校下で実施	各地域の自主防災組織において、防災リーダーを中心に消防署等と連携して訓練を実施する。
区職員防災訓練の実施	全職員参加で実践型の防災訓練を行う。
区職員（避難所担当）の地域の避難所開設訓練への参加	地域が行う避難所開設訓練に区職員が参加し、実践的な訓練を行う。

中学生防災教育プログラム実施	大阪公立大学と連携したプログラムの作成などにより、区内中学生を対象に防災教育を実施する。
防災拠点の整備・充実	必要な防災物資等の整備・充実を図ることにより、地域の災害対策本部や避難所並びに区災害対策本部の機能強化に取り組む。
地域防災担当者合同連絡会の開催	各地域の防災リーダーが隔月で集まり、各種情報提供・報告等を行うことにより、地域間における情報共有に寄与する。
空家に関する個別相談会の実施	空家相談員を活用した空家に関する個別相談会を実施する。
大型粉末消火器の設置	初期消火体制の維持を目的とし、区内 108 か所に導入された大型粉末消火器の使用方法的周知を図り、また、業務委託による 5 年目の自主点検を行う。

(2) 防犯啓発の取組

犯罪や交通事故のない、安全で安心して暮らせるまちを、関係機関や地域と協働してめざした。

主な取組	内容
青色防犯パトロール	各地域の犯罪抑止のため青色防犯パトロールカー（電気自動車）で区内を巡回する。
子どもの安全巡回パトロール	児童・園児の登下校・園の安全確保のため学校園周辺を巡回する。
区民協働による自転車盗難防止と旭警察署との合同ひったくり防止キャンペーン	自転車盗やひったくりへの警戒を促すため共同でキャンペーンを行う。
防犯教室事業	主に新小学一年生を対象に通学の安全や連れ去りの防止を中心とした教室を開催する。
警察・大工大女子学生との合同啓発	女性の犯罪被害防止等のため合同啓発を実施する。
防犯カメラ設置	地域防犯力の強化のため順次設置を進める。
落書き防止イベントや落書き消去活動	犯罪抑止のため、落書きのない・されない「まち」の推進を図る。
交通安全大会	「交通事故をなくす運動旭区推進本部」の主催による交通事故をなくす取り組みの推進のため開催する。
区民参加の街頭啓発等	地域との協働による防犯啓発活動を実施する。
自転車のマナーアップや放置自転車対策としての啓発	視覚に訴える啓発活動を通じ、自転車通行ルールや駐輪マナーの向上を促す。

自転車検問と指導	自転車通行ルール向上を促すため、警察と共同で実施する。
自転車関連の内容を中心とした交通安全教室	自転車利用の内容を中心とした教室を各世代別に警察と共同で開催する。
やなぎ通りや駅など効率的な自転車撤去の実施	やなぎ通りをモデル路線として、駐輪場の利用を促し、放置自転車撤去を実施する。



城北菖蒲園



城北公園



編集・発行

大阪市旭区役所企画課

〒535-8501 大阪市旭区大宮1丁目1番17号

電話：06-6957-9683 FAX：06-6952-3247



HP

大阪市旭区役所

検索





旭区イタセンパラマスコットキャラクター
「パラッチ」

旭区マスコットキャラクター
「しょうぶちゃん」